

明朝洪武帝期の琉球馬獲得とその背景

大 室 智 人

キーワード：明、琉球、馬政、軍事

はじめに

馬という動物は、人類史上極めて重要な役割を担った家畜である。動力源としての荷物の駄載、牽引から始まって、やがて騎乗の技術が編み出されるに至って、人類は移動の所用時間を大幅に圧縮することに成功し、それに伴って行動範囲をも拡大することができた。

移動における距離と時間の二面においてメリットをもたらす馬は、軍事面においても極めて有意義な存在となった。従って各時代の国家・権力者は、可能であれば優良な馬の獲得・養育に務め、以て軍事力強化を志したのである。

特に人間が徒歩で移動するよりも速い速度で、長距離の移動を可能とする兵種、すなわち馬を用いる戦車や騎兵は、軍隊の指揮者が陸戦を展開する上で、歩兵では実行不可能な幅広い選択肢を供与した。

騎兵は速力を活かした偵察・機動攻撃を担い、馬具の進化と共に突撃による高い衝撃性を発揮して、戦場において主要な地位を占めた。その能力に寄せられた信頼は、火薬が普及して、火器の威力が騎兵を凌駕するころまで続くこととなる。

騎兵に対する信頼は、中国の歴代王朝においても例外ではない。それ以外にも軍用としては物資運搬の動力として、また平時の交通・通信の手段として、馬は欠かすことができない戦略物資であり、これに関する政策、すなわち馬政は、国家の重要な事業として位置づけられていた。

各王朝が馬の必要数を満たす上では、大きく分けて内的な手段として、支配領域において牧場飼育を行う養馬があり、外的手段としては、遊牧民族などの養馬に長けた周辺勢力からの進貢物、あるいは買馬などの購入による輸入という方法がそれぞれ段階的に発展する。

つまり、いわばイン・アウトソーシング的な確保手段がそれぞれ準備・運用されていた訳だが、両者のバランスが崩れると、軍備の歪みをもたら

される。例えば宋代においては、五代十国期からの中国再統一過程において、多くの養馬好適地が支配下から離れたこと、加えて景德元（一〇〇四）年に契丹との間に締結された澶淵の盟以降、軍備縮小を志向する社会情勢によって、経済的負担に比して成果が乏しい養馬の必要性に疑問が呈されたことで多くの牧監が改廃・農地転用されることとなり、宋の国内における馬産は大幅に規模を縮小した。景德四（一〇〇七）年にこうした議論が始まった際、知樞密院事の陳堯叟が、「羣牧の設は、国家の巨防」として抗弁し、また当時の皇帝真宗も「国馬は戎事の本」というように、その重要性が認識されていたにも関わらずの出来事であった。⁽¹⁾

結果、宋の馬の確保は主として西北方面からの買馬に強く依存することとなったが、西夏の勃興に至ってそのルートが狭窄・途絶したため、これに替わる調達ルートの確保に苦勞し、馬不足に悩まされなければならなくなったのである。当時の国際情勢を鑑み、宋は軍備充実を図る必要に迫られていたが、馬の不足は騎兵に支給されるべき軍馬不足に直結した。そのため宋は歩兵を大幅に増員して軍事力強化を行うこととなる。しかし、こうして編制せざるを得なかったいびつな軍隊は、人員増による軍事費の増額を招き、国家財政を圧迫する始末となった。

さて、一四世紀に成立した明も、宋と同様に北方への対抗上、馬の確保は軍事的な観点から重要な課題であった。特に洪武帝による創業の初期は、元朝の残存勢力との軍事衝突が多く予想される情勢下に置かれながら、馬の調達・確保は困難であり、絶対数が不足していた時代でもあった。

すなわち、谷光隆氏、謝成侠氏が指摘するように、内的な馬入手の手段については、元の統治下における馬政整備が不十分で、養馬のシステムが

破壊されていたために、明がこれを受け継いで利益を享受することができなかったことと、また養馬体制の整備を行うにしても、洪武帝が本拠を置いた応天府の近辺は、決して馬の生育に好適な土地とは言えないことの二点⁽²⁾が、主要な原因であった。そのため、洪武帝は洪武六年（一三七三）に滁州に太僕寺を置き、翌年には羣牧監も設置して、将来を見据えた養馬体制の整備を進めるため、監牧の制度を応天府近辺に拡張していった。⁽³⁾

しかし一方では、現在の軍備に充当するための必要数を満たす馬の確保をも進めなければならず、そのため明初の馬調達は従属した勢力からの進貢や戦功（戦利品としての鹵獲）、更には西蕃との茶馬貿易に代表される市馬など、多岐にわたる外的な手段が試行されていたのである。

明が馬調達の手法を模索していた時期の洪武五（一三七二）年に、洪武帝は琉球へ楊載を派遣して入朝を促す。これによって、当時琉球に分立していた三山勢力のうち、中山国がその要請に応じ、以後、琉球は明に対して馬の進貢を行うようになった。その一方で、明側からの能動的な行動として、洪武七（一三七四）年と洪武一六（一三八三）年の二度にわたって市馬が行われたのである。

現在日本に生息する在来馬種のうち、沖繩に産する宮古馬、与那国馬は、いずれも体高一一〇cmから一二〇cmほどの小型馬であり、その姿から想像されるように、当時の琉球の馬も小型であったのだが、このような馬の入手ルートを明が開拓した意味と、それによって獲得された馬に期待された役割はどのようなものであったのだろうか。この問題には多くの先行研究⁽⁴⁾が有り、なお議論の展開を試みれば、屋上屋を架するのは避けがたいであろうが、明初の琉球市馬について、筆者がこれまでに研究した宋代の軍馬

認識や利用手法とリンクさせて検討し、中国の騎兵史を通観する上で、一連の流れとして捉えることを試みたいと思う。

一 明琉関係と馬

本章では初期明琉関係と琉球からの貢馬・市馬について大凡を鳥瞰し、先行研究の議論をまとめてみたい。

はじめに述べたように、明と琉球の関係は、洪武五年正月、洪武帝が楊載を派遣して行った招諭に⁽⁴⁾応える形で、中山王察度が弟の泰期を入朝させたことにより開始される。洪武七年には最初の進貢馬が明に渡り、これ以降、中山を中心に⁽⁵⁾山北、山南を含めた琉球勢力は頻繁に入朝し、馬の進貢が行なわれるようになった。

そして同年中に、早くも最初の市馬が実施されている。『明太祖実録』洪武七年一二月乙卯の条に

乙卯、刑部侍郎李浩及び通事梁子名に命じて、琉球国に使いせしめ、其の王察度に文綺二十四匹、陶器一千事、鉄釜十口を賜う。仍ほ浩をして文綺百匹、紗、羅各五十匹、陶器六万九千五百事、鉄釜九百九十口を以て其の国に就き馬を市せしむ。⁽⁶⁾

とあるのがそれであり、この市馬の成果として、李浩は洪武九（一三七六）年に帰国した際、馬四〇匹などをもたらしたことが、『明太祖実録』に記録されている。⁽⁷⁾

明朝洪武帝期の琉球馬獲得とその背景

さらにその七年後となる洪武一六（一三八四）年、内官の梁民が派遣されて市馬を行っている。『明太祖実録』洪武一六年九月己未の条に

己未、内官梁民、貨幣を以て琉球に往き馬と易えて還る。馬九百八十三匹を得る。⁽⁸⁾

とあり、李浩が行った最初の市馬から、購入頭数が飛躍的に伸びているのが特徴的である。そして琉球における明の市馬は、これ以後は実施されていない。

この二件の市馬が行われた背景についての先駆的な研究として、曹永和氏の論がある。曹氏は明琉関係の成立について、当時の明を巡る軍事的情勢から、馬の獲得は重要な課題であり、琉球に馬が存在することが知られるようになったため、これを軍馬供給地として活用する目的もあって琉球招諭が行われた、と述べた。⁽⁹⁾

この曹氏の見解を受けて、平田守氏が琉球の進貢馬・市馬についての専論を発表しているが、「進貢馬の数には一貫性がなく、軍馬供給を目的とするものとは考えられない」と述べている。一方、市馬に関して、洪武七年は⁽¹⁰⁾羈縻政策的なもの、洪武一六年は積極的な軍馬獲得を目的とした、と両次の目的の違いを指摘する。

岡本弘道氏は概ね平田説を採り、また洪武一六年の市馬に関して、梁民の派遣には別に目的があつて、軍馬の需要を動機としたものではなく、購入した馬の数は多いとはいえ、あくまで二義的な目的に過ぎなかった、とした。⁽¹¹⁾

一方で、長濱幸男氏は平田説に対して史料を再検証し、特に進貢馬について、数量に関する「一貫性のなさ」に根拠がないことを指摘。また、琉球から明に送られた馬に関して、発掘した古琉球時代の馬骨格を用いて実態を明らかにした。⁽¹²⁾

また、藤木原洋氏は、琉球からの馬獲得は、高麗からの馬獲得の成否と密接に結びついており、二度の市馬は、共に当時中国東北部を支配して北元の左翼を形成し、明と敵対していたジャライル部の納哈出に対する軍備の一環として軍馬を獲得する目的があった、としている。⁽¹³⁾

最後に、池谷望子氏は、二度の市馬について、一回目は明の国内馬政に十分な成果が得られていなかったため、馬の獲得可能性を模索した結果の所産であり、二回目は雲南平定に伴う馬駅の新設、あるいは遼東討伐に向けた軍編成上の需要などから実施されたものとし、当時の明を巡る周辺情勢と関連付けて説明を行っている。⁽¹⁴⁾

以上のごとく、大別すると先行研究では、市馬の理由について、何らかの事情が存したため、軍馬としての期待をかけて積極的に実行されたものとする見解と、あくまで琉球を朝貢体制下に組み込むことが目的であり、馬の獲得は儀礼・形式的なものに過ぎなかったとする朝貢重視、羈縻政策の一環としての理解という二者に分かれている。

先行研究にこうした見解の差異が有る点を踏まえ、二度の市馬の理由を更に推し量る上では、明側の当時の状況からみて琉球の馬にどれほどの価値が認められたか、具体的には数量的、あるいは軍馬としての能力的な価値が存したかどうかについて検討を加え、明確化する作業を上積みする必要があるかと思われる。特に小型馬をどのように軍事目的で使役できる

可能性が有ったか、という点は重要となる。

二 明初の馬政と洪武七年の市馬

まず、先行研究を参照しつつ、明初の馬政がどのような状況下に置かれていたかを確認し、それを前提として、洪武七年の最初の市馬について考察を試みる。

明の創業当初において、馬の確保が急務であることについては、『明史』兵志の記述などから知ることができる。⁽¹⁵⁾既に述べたように、馬を長期的に獲得するため、内的にはまず養馬の環境と制度を整えることが必要であり、こうした試みは、例えば洪武三（一三七〇）年四月に徐達に対し、北元軍との戦闘で戦利品として獲得した馬のうち、牝馬を全て臨濠府へ送るよう⁽¹⁶⁾に命令を下していること、これに続いて同年六月、監察御史の鄭沂が、兩淮において軍備のために牧馬を始めることを提言するなどの動きがその端緒であり、優先度の高い課題として設定していたことが理解できる。⁽¹⁷⁾

その後、洪武六年に太僕寺、羣牧監が設置されると、その拡充・改廢が段階的に実施され、洪武二三（一三九〇）年までかかって、概ね明初の養馬の枠組みが作りあげられていくこととなる。

一方で、外的に馬を長期安定して獲得する手段として整備が行われたのが市馬である。洪武中、主として市馬を行ったのは、陝西、そして四川方面においてであり、いずれも洪武五年には着手されたが、開始当初、供給地としての比重が大きく、重視されていたのは、四川であった。⁽¹⁸⁾

四川における茶馬貿易に力点が置かれた理由は、応天府へ馬を集める上

での地理的な利便性が第一であろうが、特に『明太祖実録』巻八四・洪武六年八月癸未の条に、

工部主事魏濬に命じて、沿江の府県に於いて督して馬船二百八十五艘を造り、以て四川に市する所の馬匹を運載するに備へしむ。⁽¹⁹⁾

というように、長江の水運を利用して、購入した馬を船で応天府まで運搬するルートを設定できる可能性が存したことも、理由として挙げられよう。⁽²⁰⁾

以上のように養馬、あるいは市馬の制度整備が洪武四～六年辺りにまわって本格化しているが、これは同時期に顕在化してきた馬の不足と関連付けられることができよう。例えば洪武四、五年の兩年において、遼東軍衛では軍馬の欠乏が報じられており、この方面は慢性的な馬不足の状態に置かれていたことが分かる。⁽²¹⁾ また、洪武五年には徐達率いる北征軍が北元軍と戦って敗退しており、その損耗回復を図るため、更には同年から行われていた吐蕃への征西軍の編制などにおいて、馬の必要数は増加していたはずである。

いずれにせよ、北元をはじめとして、明が設定する外敵は健在であって、軍備を欠かすことはできない。一方で征戦の成功がもたらす支配領域の拡大は、原則的にその防衛を行うために軍の規模拡大を引き起こすため、軍馬の必要数は創業当初から段階的に上積みされていくことになる。また、明が支配した地域では、駅舎整備にも手を付け始めていて、⁽²²⁾ これにも馬の配備が必要となり、馬の必要数は増加を続けることになる。こうなると、

明朝洪武帝期の琉球馬獲得とその背景

決起以来の主要な馬確保手段であった、戦利品としての獲得は確実性の点で信頼度が低く、需給バランスの不安定化は避け難い。そのために安定的な供給体制の整備を本格化したものと考えられる。

一方で、至正二七（一三六七）年から件数が増加してくるのが、進貢馬である。各進貢ごとの馬の正確な数は不明で、一回あたり一〇数頭から一〇〇頭以上までと、広い幅があったことが推測されるが、⁽²³⁾ その用途としては、『皇朝馬政紀』折糧貢市塩納贖戰功等馬五・進貢馬に、

洪武年、該兵部議すらく、雲南、貴州、湖広、四川、広西等処を擬するに、土官、土人、番僧人等の進貢せる馬匹は、各処の鎮守、総兵、巡撫等の官並びに都、布、按の三司に行し、彼の等第を辨驗し、就ちに無馬の官、軍の騎操に給与せしめん、と。⁽²⁴⁾

と述べられるように、概ね騎兵用の馬として供されていたようである。

進貢馬は、『明太祖実録』によると、養馬・市馬の制度整備に着手する洪武四年までに、湖広、貴州、広西一帯の勢力から広くもたらされているが、段階的に吐蕃、遼東などの進貢も記録に現れ、日本、高麗、そして琉球からと範囲が拡大していく。

この進貢の一連の広がりは、明の領域が拡大し、明を中心とした秩序であるいわゆる朝貢体制の確立を目指す過程で、影響を与えうる相手が増えていったことと、また明からの積極的な馬の要求が行われたことによると思われる。

特に元の制度下で養馬が行われていた済州島を抱える高麗は、有望な進

貢元となり得る相手であった。実際、高麗の馬資源は比較的潤沢であったように、やや時代は下るが、禰王一四（洪武二一、一三八八）年、李成桂が率いた遼東攻伐軍は、左右両軍合わせて三八、八三〇人、僉一一、六三四人、馬二一、六八二匹で編制されていた⁽²⁵⁾。

高麗は洪武二年に洪武帝の即位詔を受けてのち、洪武五年から六年にかけて一〇数頭から五〇頭規模での貢馬を行った。これに対し洪武帝は、洪武七年に高麗に二〇〇頭という過大な貢馬を要求する。元の遺民が残る濟州島を支配できていなかった高麗は全数を確保できず、三〇〇頭を進貢しようとしたが、明側に拒否され、結果的に濟州島の平定に向かうこととなった。こうして明は間接的に元の養馬の遺産を獲得したといえるが、この直後に親明的な恭愍王が殺されてしまい、親元政権が誕生したためか、高麗からの大規模な進貢は洪武一七（一三八四）年まで待つことになる。

さて、以上のような情勢下であって行われた、洪武七年の李浩による琉球での市馬四〇頭は、何を意味するであろうか。池谷氏は、「国内での馬政の進展がはかばかしくないために、洪武帝が馬の獲得の可能性を模索した結果」としており、また洪武帝の市馬の方針として、洪武八（一三七六）年に内侍趙成が河州で実施した市馬の史料も引いて、①交易相手の望む物資を対価とし、②高価格で収買して、③相手の首長に懐柔工作をする、という特徴があることを指摘する⁽²⁸⁾。

池谷氏の論は的を射たものであり、概ね首肯し得るところである。なお瑣言を付け加えるとすれば、市馬を行うためには、馬を保有する側に応じてもらわねばならず、馬の取引を中国側が希望していることを周知せねばならない。例えば、趙成を派遣して行った洪武八年の河州での市馬につい

ては、その半年前に同地に茶馬司が置かれたことと無関係ではあるまい⁽²⁹⁾。これ以後、明が茶馬貿易を恒常的に行うことをアピールする意味合いがあったのではないか。

また、取引を行うにあたっては、相手側の希望する物品によって収買を行うことは常道である。例えば北宋が熙河路経略を行い、その地で市馬を開始するに至り、その任に当たった王韶は、『宋史』卷一六七・職官志・都大提拏茶馬司の割注によると、

熙寧七年、初めて熙、河を復し、経略使王韶言へらく、西人は頗る善馬を以て刃に至る、其の嗜む所は唯だ茶のみ、而して茶之と与に市を為すは乏し、請ふらくは買茶司に趣き之を買わしめんことを、と⁽³⁰⁾。

と、想定される取引相手の好んでいた茶を準備することを提言している。つまり、明側の要求に応じることで自分たちの利益になると理解させるためには、河州では茶や絹など、琉球においては禁制品の鉄器・貴重品の磁器⁽³¹⁾などを用いて市馬が行われたことはごく自然なことであると云える。

既に述べたように、洪武七年当時において、明の馬獲得の枠組みはまだ未完成であった。戦利品としての馬の獲得は、明の統一事業が進むほど継続的に頼れなくなりつつある手法であった。そのため、養馬の制度を構築し、そして同時に進貢馬、市馬という手法に関しても、これに応じる相手を増やし、範囲を拡大しようという整備に取り組み段階にあった。明は洪武七年頃、琉球、河州以外に広東でも市馬を実施している⁽³²⁾。これらは差し迫った事情からパニック・バイに陥ったという訳ではなく、馬を求めている

ることと、取引に付随する利益を周知し、あらゆる可能性を否定せずに、獲得の手段を広げようとした計画的な試行の現れではないだろうか。つまり、明が馬政に本格的に着手し、その枠組みの構築を進める端緒で生じた事象と見た方がよいであろう。

なお、当時の明軍の状況と、先掲『皇朝馬政記』の内容を鑑みると、琉球の四〇頭の馬は、最終的には何らかの軍用馬として使用された可能性は高かろうと思われる。

三 明の対外政策と洪武一六年の市馬

洪武七年の市馬と大きく様相が異なってくるのが、洪武一六年の市馬である。数量だけ見ても、一回目の市馬から大きく上積みして、九八三頭が明に送られた。これはどのような要求に従って行われたのであろうか。

この市馬についても、先述したように池谷氏が当時の明が進めていた雲南・遼東への進出との関連性を指摘し、市馬の必要が生じたことを論じられている。つまり、一回目の市馬が行われた時点から明を取り巻く状況が変化して多くの馬を確保する必要が生じたので、大幅に数量が増加した市馬に繋がった、ということである。そこで本章では、明の南北における対外政策遂行と琉球馬の形質を関連付けて、さらに考察を試みたい。

まず南方の状況を確認する。洪武帝の即位当初、湖広は完全に従属しておらず、四川には明玉珍の興した夏、雲南には元の残存勢力である梁王が健在であって、明の支配に服していなかった。

洪武帝はまず湖広に対して招諭の手を広げていった。この地域からは洪

明朝洪武帝期の琉球馬獲得とその背景

武年間に多数の進貢馬がもたらされているが、今その記録によって明の影響力拡大を簡単に確認すると、至正二七年には思南道宣慰使都元帥田仁智、思州宣慰使田仁厚が部下を送って貢馬をしている⁽³³⁾。また、洪武元年から三年にかけては多数の貢馬があつて⁽³⁴⁾、洪武五年には貴州宣慰司鄭彥文、貴州宣慰使龔翠、播州宣慰使楊鏗、さらに雲南の普定府からの入朝・貢馬があつた⁽³⁵⁾。以上のように、明の影響力は洪武帝即位から順調に湖広一円に浸透していった。そして洪武四（一三七二）年、傅友徳らの率いる軍を送って夏を攻略、その一党を討滅して四川を掌握している。

こうして湖広・四川を固めた後、洪武一四（一三八一）年、洪武帝は傅友徳、藍玉、沐英らに雲南平定を命じた。遠征軍は梁王把匝剌瓦児密の組織的抵抗を排し、翌一五（一三八二）年には雲南布政使司が置かれて明の統治が開始されることとなる。だが、洪武一七年に曲靖で反乱が発生するなど、安定的な統治まではやや時間を要した⁽³⁶⁾。

一方、北方では洪武一〇年（一三七七）から鄧愈・沐英らによる西番遠征が実施され、洪武一四年には徐達率いる北征軍が北元の乃兒不花を攻撃するため出戦している。その後も北平を中心に辺境防衛の体制が維持されつつ、洪武二〇（一三八七）年に実施される納哈出攻撃軍の編制へと向かっていく状況にあつた。

明の対外政策に以上のような進展が見られる中、洪武一六年の琉球市馬は行われた。洪武一〇年頃からは養馬・市馬ともに一定の成果を挙げており、かつ進貢馬の数も増加していた状況下での実施であるが、この購入頭数が当時茶馬司などによって行われていた市馬に匹敵する規模であること⁽³⁷⁾と、また、同様の規模の市馬が翌一七年に貴州でも行われていることなど⁽³⁸⁾

と併せると、当該時期においては需要の増加に供給が間に合わず、不足する馬を補填するための緊急的な措置として実施されたと見て、大過なかるうと思う。⁽⁴⁰⁾

では琉球の馬は、馬不足の中で具体的にどのような役割を担う期待をされたのであろうか。この点については、琉球の馬の特徴が明においてどのような位置づけをされるか考える必要がある。

まず、明に渡った琉球の馬の形質、並びに明の軍馬選定基準について、池谷氏の論考⁽⁴¹⁾があり、これに従って両者を比較すると、洪武年間の琉球の進貢馬・市馬の基準は三尺八寸（一一・六cm）、明の基準を四尺（一二・八cm）としている。また、長濱氏は沖繩の古琉球時代の遺跡から出土した馬の骨を計測し、二〇例の平均推定体高を三尺七寸（一一・五cm）から四尺一寸（二七・七cm）と報告している。⁽⁴²⁾このように琉球の馬は、おおむね明の軍馬基準よりやや小型であることが想定されるのだが、ここで馬の有用性を、単純に体格の大小から図ることは危険である。例えば、狭い場所での取り回しがよい、駄載の際の積み下ろしがやり易い、必要とする飼料の量が少ないなどの利便性は、大型馬には無い小型馬の有用性である。⁽⁴³⁾翻って軍馬に求められる役割は軍の編制によって騎乗・運搬など多岐に亘る。騎兵は軍馬を利用する代表格ではあるが、騎乗用だけを想定して、馬の軍事的な有用性を論じるのは、やはり困難であろうと思う。

さて、琉球馬の性質については『中山伝信録』巻六に、

馬は中国と異なること無し。高さ七、八尺の者は絶へて少なし。蹠蹶して善く山路の崎嶇なるを行き、沙磧の中を上下するに、顛蹶するを

見ざるは、此れ則ち其の習ふ所なり。山を上り水を渉るに則ち馳す。⁽⁴⁴⁾

と説明されている。この記述を残した徐葆光は清代の人物であるが、明初からこの性質は大きくは変化してまい。このような「小型ではあるが險阻な道の踏破力に優れる」馬は、宋代に広西方面で用いられた「格式は小と雖も、筋力は自ずから壯にして、隘險を行くに慣れ」と評された「南馬」と似通っている。宋代にはこの性質を含め、気候風土への耐性などにも着目して、南馬を産地に近い広西防衛の軍備に供する計画があった。琉球の馬も、その近似する性質によって、この時は南方、特に雲南・貴州方面での運用を想定して市馬が実施されたのではないだろうか。⁽⁴⁵⁾

その理由として、まず一つに貴州の重要性が増大したことが挙げられる。雲南を攻略したのち、これを恒久的に確保する上で、明の京師との相互交通を円滑に保つ必要がある。その主要な交通路となるのが貴州であり、洪武年間に多数の駅が設置されたことから窺い知ることができる。⁽⁴⁶⁾これら駅網の維持、あるいは貴州の軍備に資するために必要な馬を現地で集め、さらに必要十分な量を充足するために、琉球の馬を導入したのではないか。

もう一つは、北方で作戦に従事する軍の主要な馬としては、より大型の馬が求められたと思われることである。『明太祖実録』洪武一八年一〇月乙卯の条に、

乙卯、岷州、河州、鞏昌、西寧、臨洮の諸衛に勅諭す。武臣曰く、比者大將軍に北征を命ずるに、軍は戦馬に乏し、皆驍騰にして用ふべき

者は陝西を踰ゆる無し、と云う、と。今、蔡陽侯鄭遇春を遣わし、即ち各衛の諸將校に諭して、但だ己の乗る所の馬を留めて、余は悉く官に送れ、馬一匹毎に白金三錠を給す。余の有ること非ざる及び余有るも而して篤弱の者の如きは皆送ること勿れ。⁽⁴⁷⁾

とあり、北征軍の軍馬欠乏を補填するうえで、戦馬として期待できる馬を陝西方面の諸衛から移動させようとしている。これらの馬が陝西での市馬によって獲得された馬であれば、その形質は大型で戦馬としては理想的であり、優先的に北元との戦線へ投入されていったであろう。⁽⁴⁸⁾

このように、琉球で二度目の市馬が行われた時期の明は、南北で対外政策を並行して進めており、馬の必要頭数が増えていた。ただ、それぞれの方面で必要とされる条件に合わせて、馬種の使い分けをする展望を持っていたのではないかと思われる。かかる状況を鑑みれば、琉球の馬は、貴州・雲南の経営を開始する一時的な需要数増大に因應するため、近似種の貴州などに産する小型馬と併せて多数が求められた、と考えるのが妥当ではないだろうか。

なお、洪武一六年以降において、琉球の馬は進貢によって明へ送られたが、市馬が実施されることは無かった。これはその背景として、雲南支配の確立や高麗との関係改善による馬供給の安定などが指摘されている。つまり、明の領域拡張が一段落し、政権運営が軌道に乗って、馬政が安定運用されるまでの端境期であったからこそ、琉球での大掛かりな市馬という事象が生じたのであろう。

おわりに

ここまで洪武年間に二度の市馬によって明が琉球の馬を獲得した理由について検討を行った。

洪武七年の市馬は、明が継続的な馬政の構築を始めた段階で行われたものであり、琉球から馬を獲得可能であるかどうかを確認する試みから生じたものである、と考えられる。

洪武一六年の市馬は、対外政策の南北への拡大と並進という状況下において、軍馬の損耗や、一時的な需要の拡大に対応する上で実施されたと考えられる。この時は、洪武七年段階よりも明の馬政が進展し、馬の確保ループが増加していたことから、南北を同時に睨むうえで、馬の産地と馬格による使い分けという、宋代にも見られた発想を反映し得たと思われる。その上で、琉球の馬も有用性を評価され、再度の市馬の対象となったのであろう。単に大型馬が入手できないので、小型馬によって代用しようとしたのではなく、小型馬を入手する蓋然性が存在した、ということである。

以上のように両次の市馬は、ともに明の置かれた状況によって、その意図が明確に反映された、実利的な意味合いの強い市馬であったのではないかと考えられる。

なお、洪武帝の治世が進むと、馬を用いた戦闘方法について、思想の變化が生じるようである。歸有光『馬政志』に、

太祖既に元主を駆りて漠北に還し、已に復た窮追するの意無し。而し

て残元の遺孽は、境を犯すこと無き能はざるも、諸王は往往にして軽がるしく出塞す、上は兵間に在ること久しく、深く馬の少きを患い、遂に戒諭して云云。故に尤も西蕃の茶馬に留意し、金牌の制を定め、重臣をして招諭せしむ。蓋し胡の兵に勝つは馬に在り、中国は馬の多くは非ず、亦た胡と搏する能はざれば、唯だ自守し、則ち歩卒を用ふべく、且つ之を駆りて出境するのみ。実に帝王の御戎の上策なり。⁽⁴⁹⁾

という記述がある。

馬の数量、質において、遊牧系勢力を凌駕し得ない中華王朝にとって、現実的な対抗策は防衛拠点による迎撃であり、歩兵の増員と、彼らが装備する兵器の強化にあった。洪武帝がこの史料で述べるように、積極的な対外進出を行わず、防衛を軸とした安全保障策を採用するのであれば、極端な騎兵の強化や、それに伴う馬政への注力は鈍化・抑制されるであろう。

ただ、明の場合、永楽帝の頃から顕著となる火器の導入による歩兵の戦闘能力向上、火砲の運用などが加わり、騎兵を含んだ戦闘ドクトリンにも、それまでの中国の軍と比較して、一定程度の変化が生じたと思われる。

例えば、歩兵用兵器、火砲、あるいは戦闘用の車両をけん引・運搬することは有り得るかもしれない。そうであれば、明が軍馬に求める性質についても、変化が生じ、馬政への影響も現れてくるのではないだろうか。これらの点についても機会を見て検討を行いたい。

△注▽

(1) 『統資治通鑑長編』巻六六・景德四年八月甲辰の条

自罷兵之後、議者頗以国馬煩耗、歳費纒繪、雖市得尤衆、而損失亦多。知枢密院事陳堯叟独謂、「羣牧之設、国家巨防、今愚淺之説以馬為不急之務、則士卒亦当遣而還農也。」…(中略)…堯叟自陳職居近密、而与承翰聯事、合避物議。上曰、「国馬戎事之本、宜得大臣総領、不可避也。」

(2) 谷光隆『明代馬政の研究』(東洋史研究会 一九七二年)

謝成使者 千田英二訳『中国養馬史』(財団法人日本中央競馬会弘済会 一九七七年)

(3) 『皇朝馬政紀』太僕寺牧監羣戸馬

太祖高皇帝定都金陵。吳元年、凡兵馬所在屯聚放牧、在京師有典牧所。洪武六年、建太僕寺於滁洲、設卿、少卿、寺丞等官。七年、置屬有五、牧監九十八羣、後増損為一百二十羣。設監正、監副、録事、羣長。

(4) 洪武帝が琉球招諭を行った目的については、岡本弘道「明朝における朝貢琉球の位置附けとその變化―一四・一五世紀を中心に―」(『東洋史研究』第五七巻 第四號 一九九九年)に詳細な検討がある。

(5) 長濱幸男氏は洪武年間における琉球からの進貢馬数を二六年間で計一二二頭と推定している。「宮古馬のルーツを探る(3)―尻並第二遺跡出土のウマの遺体、宮古島在番等と献上馬、および明国への貢馬の評価―」(『宮古島市総合博物館紀要』第一八号 二〇一四年)三六頁―四〇頁参照。

(6) 『明太祖実録』洪武七年二月乙卯の条

乙卯、命刑部侍郎李浩及通事梁子名、使琉球国、賜其王察度文綺二十匹、陶器一千事、鉄釜十口。仍令浩以文綺百匹、紗羅各五十匹、陶器六万九千五百事、鉄釜九百九十口就其国市馬。

(7) 『明太祖実録』洪武九年四月甲申朔の条

夏四月甲申朔、刑部侍郎李浩還自琉球、市馬四十四匹、硫黄五千斤。国王察度遣其弟泰期從浩來朝、上表謝恩并貢方物。命賜察度及泰期等羅、綺、紗、帛、襲衣、韉韉有差。浩因言、「其国俗市易不貴紉綺、但貴磁器、鉄釜等物。」自是賜予及市馬多用磁器、鉄釜云。

(8) 『明太祖実録』洪武十六年九月己未の条

己未、内官梁珉、以貨幣往琉球易馬還、得馬九百八十三匹。史料中、梁珉の名は民の誤字と考えられる。

(9) 曹永和「明洪武朝の中琉関係」(張炎憲・編 中央研究院三民主義研究所 叢刊二四「中國海洋發展史論文集」第三輯 中央研究院三民主義研究所 台北 一九八八年)

(10) 平田守「琉明関係における琉球の馬」(『南島史学』第二八号 一九八六年)

(11) 岡本前掲(4)。

(12) 長濱前掲(5)。

(13) 薩木原洋「洪武帝初期の対琉球政策―馬・高麗・納哈出を通して―」(『東洋史訪』第一四号 兵庫教育大学東洋史研究会 二〇〇八年)

(14) 池谷望子「琉球の国際貿易の開始」(『南島史学』第七七・七八合併号 二〇一二年)

(15) 『明史』卷九二・兵志四

初、太祖起江左、所急惟馬、屢遣使市於四方。正元寿節、内外藩封將帥皆以馬為幣。外国、土司、番部以時入貢、朝廷每厚加賜予、所以招攜懷柔者備至。

(16) 『明太祖實録』卷五一・洪武三年四月戊寅の条

戊寅、上遣使敕諭大將軍徐達曰：(中略)：凡獲牝馬、悉發臨濠牧養所、俘王保保部從及敗而來降者、令從伐蜀、蜀平、就留以守御可也。

同じく『明太祖實録』卷五一・四月丙寅の条によれば、徐達は安定から沈児峪口に進出して王保保の軍を打ち破り、戦利品として馬一五、二八〇余匹を獲得したとあるので、この馬匹に関する指示であろう。

(17) 『明太祖實録』卷五三・洪武三年六月辛巳の条

監察御史鄭沂言：(中略)：国家征伐、必資馬匹。宜于兩淮空間之地設牧馬之官、選牝馬養于其中、數年之後孳息蕃衍、足以備武事。(後略)

(18) 谷前掲(2) 二七頁―九八頁参照。

(19) 『明太祖實録』卷八四・洪武六年八月癸未の条

命工部主事魏濬、於沿江府県督造馬船二百八十五艘、以備運載四川所市馬匹。

(20) なお、四川で購入した馬を水運によって下流に運搬する試みは、時代をさかのぼると南宋の乾道元(一一六五)年に既に実施されていたが、この時は費用、輸送の安全性など種々の問題が生じて、およそ三年で断念せざるを得なくなっている。詳細は曾我部静雄『宋代政経史の研究』(吉川弘文館 一九七四) 一一〇頁―一二七頁参照。

明朝洪武帝期の琉球馬獲得とその背景

ただし、『明太祖實録』卷一六九・洪武一十七年十二月庚申の条には、

庚申、詔湖広岳州等府、造馬船運送馬匹。初、四川雲南市易馬驥及蛮夷酋長貢馬者、皆由大江以達京師、有司載送悉用民船。至是命武昌、岳州、荊州、歸州各造馬船五十艘、每艘定民夫三十人、以備輻送。

と、水運による馬の運搬が継続していたと思われる記述があり、洪武年間においてはこの手法は成果を挙げ得たと見てよいか。

(21) 『明太祖實録』卷六七・洪武四年八月癸巳の条

上以北平、山西餽運之難、命以白金三十万兩、綿布十万匹就附近郡県、易米以給將士。及遼東軍衛乏馬、發山東綿布万匹買馬、給之。

同卷七五・洪武五年八月癸巳の条

上以北平、山西餽運艱難、命以銀易米、供給軍衛。計山西、大同易米白金二十万兩、北平易米白金十万兩、綿布十万匹。又遼東軍衛乏馬、發山東綿布万匹易馬、給之。

(22) 『明太祖實録』卷二九・洪武元年正月庚子の条に、各所に水馬站を置いたことが述べられており、また、同卷三三・閏七月甲辰の条には、

甲辰、詔自汴梁至宿州立十站、每站置馬二十四。とある。

(23) 具体的な数字が出る例としては、『明太祖實録』卷二三・呉元年五月丁丑の条

慈利軍民宣撫使覃屋、遣其子覃仁、夏克武遣其子夏德勝及其屬張琦、甯尚仁入朝、貢馬二十四及方物。遣使賞綺、帛、往賜之。

また、同卷七〇・洪武四年二月戊戌の条

故元宗子和尚帖木兒及伯都之花等官属、入朝献馬、駝三百余匹。などが挙げられるが、後者は馬と駝の合算なので、馬のみの正確な数は不明である。

(24) 『皇朝馬政紀』折糧貢市塩納贖戰功等馬五・進貢馬

洪武年、該兵部議、擬雲南、貴州、湖広、四川、広西等処、土官、土人、番僧人等進貢馬匹、行各処鎮守、總兵、巡撫等官并都、布、按三司、彼辨驗等第就、給与無馬官軍騎操。

(25) 『高麗史』卷一三七・辛禱列伝

加崖登八道都統使、以昌城府院君曹敏修為左軍都統使、以西京都元帥沈德符、副元帥李茂、楊広道都元帥王安徳、副元帥李承源、慶尚道上元帥朴歲、

明朝洪武帝期の琉球馬獲得とその背景

全羅道副元帥崔雲海、雞林元帥慶儀、安東元帥崔暉、助戰元帥崔公哲、八道都統使助戰元帥趙希古、安慶、王賓、屬焉。以我太祖為右軍都統使、以安州道都元帥鄭地、上元帥池湧奇、副元帥皇甫琳、東北面副元帥李彬、江原道副元帥具成老、助戰元帥尹虎、裴克廉、朴永忠、李和、李豆蘭、金賞、尹師德、慶補、八道都統使助戰元帥李元桂、李乙珍、金天莊、屬焉。左右軍共三萬八千八百三十人、僉一萬一千六百三十四人、馬二萬一千六百八十二匹。

一方で明軍の人馬は、洪武初期の例として、『明太祖實録』卷八七・洪武七年正月己巳の条に、

己巳、江夏侯周德興奏、閱武昌等十五衛所軍計四萬四千八百九十九人、馬驃一千二百一十五匹。

という記述がある。もちろん、明軍が保有する馬が不足していれば、より戦力の充実を図るべき地域に優先的に投入されたということも有り得る。

したがって、洪武七年時点で既に最前線とは言えない地域では、馬の配備は意図的に遅らされた結果がこの数字という可能性もある。

(26) 『高麗史』卷四四・恭愍王二十三年四月戊申の条

戊申、帝遣礼部主事林密、孛牧大使蔡斌來中書省咨曰、欽奉聖旨、已前征進沙漠、為因路途寫遠、馬匹多有損壞。如今大軍又征進、我想高麗國已先元朝曾有馬二、三萬、留在耽羅牧養、孛生保多。中書省差人、將文書去与高麗國王、說得知道、教他将好馬揀選二千匹送來。於是遣門下評理韓邦彦往耽羅、取馬。

『高麗史』卷四四・恭愍王二十三年七月乙亥の条

秋七月乙亥、韓邦彦至濟州。哈赤石迭里必思、肖古禿不花、觀音保等曰、吾等何敢以世祖皇帝放畜之馬獻諸大明。只送馬三百匹。

(27) 『明太祖實録』卷一〇〇・洪武八年五月戊申

戊辰、遣內使趙成往河州市馬。初、上以西番素產馬其所用貨泉与中国異、自更錢幣馬之至者益少。至是乃命成以羅、綺、綾、帛并巴茶往市之。仍命河州守將善加撫循、以通互市。馬稍來集、率厚其直償之、成又宣諭德意。自是番酋感悅、相率詣闕謝恩、而山後婦德等州西番諸部落、皆以馬來售矣。

(28) 池谷前掲(14) 三一頁―三五頁参照。

(29) 『明太祖實録』卷九三・洪武七年十月己未の条

置河州茶馬司、官制与秦州茶馬司同。

(30) 『宋史』卷卷一六七・職官志・都大提舉茶馬司

熙寧七年、初復熙、河、經略使王韶言、西人頗以善馬至邇、其所嗜唯茶、而乏茶与之為市、請趣買茶司買之。

(31) 平田前掲(10) 八五頁参照。

(32) 『明太祖實録』卷一〇八・洪武九年八月癸巳の条

增給広東馬餉。先是、遣兵部員外郎程益、監察御史闕裕往広東市馬、民間馬少率於蠻境市、以售于官。官雖償其直而道途往來甚費、民以為患。上聞之曰、民為國本、馬資國用、奈何欲資其用而先傷其本乎。命厚給其直。

(33) 『明太祖實録』卷二四・吳元年七月乙酉の条

乙酉、思南道宣慰使司都元帥田仁智、遣五寨副長官戴允中進表貢馬及方物。

『明太祖實録』卷二四・吳元年十月戊午の条

戊午、思州宣慰使田仁厚、遣其鎮撫田謹普貢馬及方物。

(34) 『明太祖實録』卷三五・洪武元年九月辛酉の条

辛酉、湖広保靖安撫司安撫彭万里、遣子德勝奉表獻馬及方物。詔以安撫司為保靖宣慰司、以万里為宣慰使。

『明太祖實録』卷四三・洪武二年七月丁未の条

丁未、広西右江田州府土官岑伯顔、來安府岑漢忠、向武州黃世鐵、左江太平府黃英衍、思明府黃忽都、龍州趙帖堅、各遣使奉表貢馬及方物。詔以伯顔為田州府知府、漢忠為來安府知府、世鐵為向武州知州、英衍為太平府知府、忽都為思明府知府、帖堅為龍州知州兼万户、皆許以世襲。

『明太祖實録』卷四七・洪武二年二月己卯の条

己卯、辰州永順宣撫彭添保、遣其從兄敬保來朝貢馬及方物。詔以永順宣撫司為永順軍民安撫司、以添保為同知。

『明太祖實録』卷四八・洪武三年一月庚戌の条

庚戌、湖広辰州湖耳洞長官楊秀榮、潭溪長官石文煥、新化長官歐明万、平江蛮夷軍民長官楊晟明、歐陽寨長官楊再伸等來朝貢馬及方物。初、辰州衛指揮副使劉宣武率兵克平古城等寨、招降湖耳潭溪等処洞官。至是來朝納元所授宣勅印章。上賜以冠服、既而湖広省臣言、五寨係靖州地与広西融州、思、播接壤。元時設置五処長官司以轄洞民。乞仍其旧制。從之。於是復立湖耳、潭溪、新化、歐陽、古州及八万亮寨、六処蛮夷軍民長官司、秩從五品隸辰州衛、仍以秀榮等為長官。

(35) 『明太祖實録』卷七一・洪武五年正月乙丑の条

播州宣慰使楊鏗、同知羅琛、播州総管何嬰、蛮夷総管鄭瑚等来朝貢方物、納元所授金牌、銀印、銅印、宣敕。詔賜鏗等綺、帛、衣服、仍置播州宣慰使司、鏗、琛皆仍旧職改総管為長官司、以嬰等為長官司長官。

故元貴州宣慰使鄭彥文及土官宣慰司霽翠、叔禹党、宣慰宋蒙古歹并男思忠、来朝貢馬及方物。詔賜文綺、襲衣各有差。彥文等皆仍旧職、宋蒙古歹、霽翠並世襲貴州宣慰司如故。又置貫竹等十一長官司。

普定府女総管適尔及其弟阿甕等来朝貢馬。賜羅衣及文綺、以適尔為知府、世襲其官。

(36) 雲南征討については、奥山憲夫「雲南平定戦と軍費」(『明代軍政史研究』汲古書院 二〇〇三年)、雲南省成立の過程については、川勝守「明代、雲南・貴州両省の成立」(『東方学』第一二二輯 二〇〇六年)を参照。

(37) この頃の養馬の実績については、『明太祖実録』卷一〇・洪武九年二月戊寅の条

戊寅、太僕寺奏、直隸、江、淮間総一百四十八群、畿甸之民牧馬者一万五千戸。是歲孳生馬二千三百八十匹、自六年至今歲通得駒六千一百九十七匹。

また、茶馬司をはじめとした市馬の実績は、『明太祖実録』卷一一・洪武一年一月戊午の条

戊午、兵部奏、市馬之數、秦、河二州及慶遠、順龍茶鹽馬司所易馬六百八十六匹。

同卷二二八・洪武二年二月壬辰の条

兵部奏、市馬之數、秦、河二州茶馬司以茶市馬一千六百九十一匹、慶遠裕民司以銀鹽市馬一百九十二匹。

同卷一四〇・洪武一四年二月庚辰の条

兵部奏、茶、塩、銀、布易馬之數、秦、河二州以茶易一百八十一疋、納溪、白渡二塩馬司以塩、布易二百匹、洮州衛以塩易一百三十五匹、慶遠裕民司以銀、塩易一百八十一匹、凡得馬六百九十七匹。

同卷一五〇・洪武一五年二月辛丑の条

兵部奏、市馬之數、秦、河、洮三州茶馬司及慶遠裕民司市馬五百八十五匹、広東、四川二布政使司市馬五百六十五匹。

とあり、年間數百から二千頭程度を確保していたとみられる。

(38) 『明太祖実録』卷一六三・洪武一七年七月丁巳の条

明朝洪武帝期の琉球馬獲得とその背景

詔戸部以綿布往貴州、命宣慰霽翠易馬、得馬一千三百匹。

(39) 同卷一六八・洪武一七年一月丙子の条

丙子、宣寧侯曹泰自貴州水西市馬還、得馬五百匹。

(40) 『明太祖実録』卷二三・洪武一二年三月丙申の条

丙申、敕曹国公李文忠、西平侯沐英等曰、中国所乏者馬、今聞軍中得馬甚多、宜趁此青草之時牧養、壯盛悉送京師。(後略)。

(41) 池谷望子「琉球馬の中国への朝貢とその形質について」(『南島史学』第八二号 二〇一四年)。なお、池谷氏の指摘によれば、明の軍馬基準の馬高四尺は、宋の基準四尺一寸とほぼ同値となる。宋では四尺七寸から一寸ごとに等級が定められ、四尺一寸は下限値であった。明の馬も四尺を下限としてそれ以上に分布したのであろう。

(42) 長濱幸男「宮古馬のルーツを探る」(『宮古島市総合博物館紀要』第一六号 二〇一二年)

(43) 近藤誠司「ウマの動物学」(東京大学出版会 二〇〇一年) 一一〇頁参照。

(44) 『中山伝信録』巻六

馬与中国無異。高七、八尺者絶少。蹠躐善行山路崎嶇、上下沙磧中、不見顛蹶、此則其所習也。上山涉水則馳。

(45) 南馬という概念はかなり大掴みなものであり、中国西南地区に産する馬を漠然と称していたと考えられる。拙稿「北宋における南方産馬の軍事利用」(川越泰博編『様々なる変乱の中国史』汲古書院 二〇一六年)参照。

(46) 貴州の駅站については川越泰博「明代貴州の軍站について」(『中央大学文学部紀要』史学第五六号 二〇一一年)、雲南経営における貴州の重要性については、道上峰史「明代の『南方長城』について―苗疆辺境の成立とその背景―」(『中国史研究』第六二輯 二〇〇九年)参照。

(47) 『明太祖実録』洪武一八年一〇月乙卯の条

乙卯、勅諭岷州、河州、鞏昌、西寧、臨洮諸衛。武臣曰、比者命大將軍北征、軍乏戰馬、皆云驍騰可用者無踰陝西。今遣榮陽侯鄭遇春。即各衛論諸將校、但留己所乘馬、余悉送官、每馬一匹給白金三錠。若非有余及有余而驚弱者皆勿送。

(48) 宋代、市馬には戰馬と羈縻馬という区分があり、大型の戰馬は西辺産であった。一方の羈縻馬は、西南諸蛮の地に産し、小型である。拙稿前掲

(45) 一〇九頁―一一〇頁参照。

明朝洪武帝期の琉球馬獲得とその背景

(49) 『馬政志』

太祖既驅元主還漠北、已無復窮追之意。而殘元遺孽、不能無犯境、諸王往往輕出塞、上在兵間久、深患馬少、遂戒諭云云。故尤留意西蕃茶馬、定金牌之制、令重臣招諭。蓋胡之勝兵在馬、中國非多馬、亦不能搏胡、唯自守、則步卒可用、且驅之出境而已。実帝王御戎上策也。

*本稿は「平成三〇年度東洋大学井上円了記念研究助成（個人・校友）」助成による成果である。

（客員研究員）

The Acquisition of Ryukyuan Horses During the Reign of the Hongwu Emperor and Its Background

OMURO Tomohito

Upon founding the Ming Dynasty and putting its administration on a secure footing, resolving a shortage of horses was one of the key administrative problems facing Zhu Yuanzhang. While the Ming Dynasty used various means to acquire horses, this paper will focus on studying the case of the purchase of Ryukyuan horses from 1374 to 1383, and the implications thereof.

The 1374 purchase came at a time when the Ming Dynasty had just commenced the development of a system for acquiring horses. Consequently, it is thought that the purpose of this was to notify neighboring powers of Ming demand for horses, and so the purchase of Ryukyuan horses was a demonstrative act that formed part of that activity in the Ryukyus.

By contrast, the 1383 purchase of Ryukyuan horses came to a total of nearly 1,000 animals. This purchase was born of necessity, as the Ming Dynasty was presently expanding to the north and south. In particular, because of their distinctive small size, Ryukyuan horses were expected to prove useful in moving south to subjugate and govern Yunnan, and to maintain the main road running through Guizhou connecting Yunnan to the capital in Yingtian.